

検討会の今後のスケジュール(案)

4月	4日 検討会設置の発表
	23日 第1回検討会：進め方(ヒアリングの実施等) 「健康食品」を取り巻く現状の説明
	第1回検討会終了後 「健康食品」に係る制度のあり方に関するヒアリング希望団体の公募及び意見の募集の開始(1ヶ月程度募集)
5月・6月	関係者からのヒアリング等
7月	論点整理に向けた議論
8月	論点整理
9月以降	関係者をメンバーに追加 「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討
12月	「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会提言

「健康食品」に係る制度のあり方に関するヒアリングの希望団体及び意見の公募について
(案)

平成15年4月 日
厚生労働省食品保健部

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）では、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、8月を目途に論点整理に向けた議論を行うこととしていますが、検討会として、「健康食品」に係る制度のあり方に関し、論点を広く把握し、検討会における今後の検討に資するため、下記に掲げるところにより、ヒアリングを実施するとともに、意見を募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 ヒアリングの実施について

(1) 対象

「健康食品」に係る制度のあり方に関し、検討会の場で意見陳述を希望する団体。

(2) ヒアリング申請の要領及び受付期間

ヒアリングを希望する団体は、別紙1の申請書の記載要領により意見及び参考資料を提出して下さい。なお、提出された申請書等については、ヒアリング対象団体の選定のため検討会に資料として提出するとともに、厚生労働省ホームページに掲載するため、原則として、電子メール又は電子媒体によりご提出いただけるようお願いいたします。

受付期間は、平成15年4月23日（水）から同年5月16日（金）まで（必着）とします。

(3) 検討会におけるヒアリング実施団体の選定・発表

検討会においてヒアリングを実施する団体は、申請団体の中から検討会が選定した後、ヒアリング実施前に厚生労働省ホームページにて発表いたします。

(4) ヒアリング方法

選定された団体には別途連絡いたしますが、本年6月に東京都内で開催する検討会の会場にて、各団体1～2名程度出席いただき、各団体毎に10分程度意見陳述いただき、委員からの質疑に対応していただく予定です。

(5) 申請書の公表

ヒアリングが実施されなかった分を含め、提出された申請書及び参考資料は、検討会提出資料として厚生労働省ホームページにも掲載いたします。なお、団体のお名前が資料に公表され得ることについてもご了承願います。

(6) 申請書の提出先

○電子メールで送付する場合

電子メールアドレス：IYSINKAI@mhlw.go.jp

○電子媒体を郵送する場合

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室

2 意見の募集について

(1) 対象

「健康食品」に係る制度のあり方に関し、検討会に対して意見の提出を希望する消費者、事業者、研究者、それらの団体等。

(2) 意見の提出の要領及び受付期間

意見の提出を希望する方は、別紙2の意見の記載要領により意見を提出して下さい。なお、意見をいただいた方のお名前は公表いたしません。

受付期間は、平成15年4月23日（水）から同年5月16日（金）まで（必着）とします。

※お電話によるご意見はお受けできかねますので、予めご了承願います。

(3) 意見の公表

提出された意見は、事務局において整理した上で、検討会で資料として配布するとともに、検討会提出資料として厚生労働省ホームページにも掲載いたします。

なお、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承願います。

(4) 意見の提出先

○電子メールで送付する場合

電子メールアドレス：IYSINKAI@mhlw.go.jp

○郵送で提出する場合

〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室

○FAXで提出する場合

厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室

FAX 03-3501-4867

3 問い合わせ先

厚生労働省医薬局食品保健部企画課新開発食品保健対策室 小澤

電話番号 03-5253-1111 (内線4270)

ヒアリング申請書の記載要領

1 申請書の内容

申請書の冒頭に「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書」と記載してください。その後、

- 団体の名称
- 代表者の氏名
- 団体の概要（目的、組織構成、事業又は活動の内容）
- 健康食品に係る制度のあり方に関する意見内容を記載してください。

2 検討課題

検討会では、下記の課題について検討していますので、この点に関するご意見を願います。

- (1) 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。

「医薬品－現行制度に基づく保健機能食品－いわゆる健康食品－一般食品」の体系のあり方

- (2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

- (3) (1)及び(2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

3 申請書及び参考資料の形式

申請書及び参考資料を作成するに当たっては、下記のソフトウェア又はファイル形式をご使用ください。

- ・Microsoft Word（2000年版以前のバージョンでお願いします）
- ・Microsoft PowerPoint（2000年版以前のバージョンでお願いします）
- ・一太郎（バージョン11以下でお願いします。）
- ・PDF形式
- ・テキスト形式（電子メールの本文でもかまいません。）

4 その他

ヒアリングを希望される場合は、申請書及び添付資料のファイルとは別に

－住所

－電話番号

－FAX番号

－団体の場合は、連絡者の氏名

の4事項を記載したファイル（電子メールの本文でもかまいません。）を提出してください。なお、これらの4事項は、検討会での公表はいたしません。

意見の記載要領

1 意見書の内容

意見書の冒頭に「健康食品に係る制度のあり方に関する意見」と記載してください。

その後、

- お名前（団体の名称）
- 団体の場合は、代表者の氏名
- 個人の場合は、所属先等。
- 健康食品に係る制度のあり方に関する意見内容

を記載してください。また、必要に応じ、参考資料を添付してください。

2 検討課題

検討会では、下記の課題について検討していますので、この点に関するご意見をお願いいたします。

- (1) 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。

「医薬品－現行制度に基づく保健機能食品－いわゆる健康食品－一般食品」の体系のあり方

- (2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

- (3) (1)及び(2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

(参考)

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の開催について

厚生労働省健康局
医薬局
食品保健部

国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬局長（食品保健部長）の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会を下記のとおり開催することといたします。

記

1 検討課題

- (1) 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。
「医薬品－現行制度に基づく保健機能食品－いわゆる健康食品－一般食品」の体系のあり方
- (2) 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。
「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

2 検討会の進め方

- (1) 検討課題が多岐にわたることから、まず、現状・実態を踏まえた論点整理を行うため、学識経験者のみにより構成される検討会において、関係者からヒアリングを行い、8月を目途に論点整理を行う。（メンバーは別紙）
- (2) (1)の論点整理を踏まえ、検討会のメンバーに関係者を加え、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討し、本年中に提言を取りまとめる。

3 検討会の運営

- (1) 会議は、原則として、公開にて行う。
- (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等により公開する。
- (3) 会議の議事録については、会議の終了後、メンバーの了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等により公開する。

(別紙)

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会メンバー名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職
木 村 豊 彦	東京都健康局参事
合 田 幸 広	国立医薬品食品衛生研究所生薬部長
田 中 平 三	(独)国立健康・栄養研究所理事長
橋 詰 直 孝	東邦大学医学部教授
松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
南 砂	読売新聞社編集局解説部次長